

農業農村整備事業の情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県農政部が所管する農業農村整備事業において、情報共有システムの活用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 受発注者の業務の効率化及び目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進する。

(対象工事)

第3条 農政部が所管する農業農村整備事業において、「土地改良工事積算基準」により積算を行った工事で、設計金額が10,000千円以上の工事とする。

- 2 対象工事であってもインターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由が認められる場合に限り、受発注者協議のうえ対象外とすることができる。
- 3 対象外の工事であっても、受注者の希望により対象とすることができる。

(情報共有システム)

第4条 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「同運用の手引き」に定められたもので、ASP方式とする。

- 2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議のうえ決定するものとする。
なお、発注者は、同一工区内で複数工事間の情報共有が必要等の合理的な理由がある場合以外では、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げないこと。

(システムにかかる費用)

第5条 情報共有システムにかかる費用は、共通仮設費の率に含まれている。

- 2 第3条の3の場合で、「土地改良工事積算基準」により積算されたもの以外であっても別途計上は行わない。

(システム利用者等)

第6条 発注者のシステム利用者は、監督員、総括監督員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長等を含めるものとする。

- 2 受注者のシステム利用者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

(その他)

第7条 この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者協議のうえ決定するものとする。

- 2 業務委託についても受注者の希望により対象とすることができる。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。